



2019年5月24日

各 位

東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役社長 小林克満
(東証・名証第1部 コード番号1878)

申込金の返還について

当社は、平成31年4月19日付「申込金の返還について」にて公表いたしましたとおり、平成28年10月1日以降に、当社に建物建築請負契約のお申し込みをいただき、その後成約に至らなかったお客様を対象として、お申し込み時にいただいた申込金の返還を実施してまいりました。その後、認定NPO法人 消費者機構日本より平成28年9月30日以前のお客様についても返還の対象とするよう要請がありました。対応を検討した結果、平成28年9月30日以前に、当社に建物建築請負契約のお申し込みをいただき、その後成約に至らなかったお客様に対しても申込金の返還を実施することとしましたのでお知らせいたします。新たに対象となるお客様の申込金返還方法は以下の通りです。

記

1. 返還対象 平成28年9月30日以前に当社に建物建築請負契約のお申し込みをいただき、その後成約に至らなかった案件において、申込金が返還されていないお客様
(地盤調査費等の費用を控除した金額を返還済みのお客様は除きます)
2. 返還金額 案件ごとに「申込金から地盤調査費等の費用を控除した金額」を算出
(申込金は30万円、または物件規模や地盤調査仕様により70万円)

なお、本件が2020年3月期の当社連結業績に与える影響は軽微であります。

以 上

この件に関するお問い合わせ先
大東建託(株)経営企画室
塩見、吉田
03(6718)9068